様式第五（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第六（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第七（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第八（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意2．⑴中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2．⑵中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2．に次のように加える。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第九（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関（労働金庫に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第５　事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）」の次の記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一記載上の注意6．中「記載するとともに」を「記載するとともに」に改める。

様式第十二の「第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十三の「第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意2．に次のように加える。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十四記載上の注意2．を次のように改める。

2．提出者

⑴　提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第十七号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

農林水産大臣　野上浩太郎